

平成学園（指定生活介護）

利用契約重要事項説明書

この重要事項説明書は、平成学園が提供する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく熊本市指定障害福祉サービス等の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、サービスの内容や利用料金等について説明するものです。

1 サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
所 在 地	熊本市西区花園7丁目19番1号
電 話 番 号	096—273—7506
代表者氏名	理事長 田端 高志
設 立 年 月	昭和57年3月30日

2 ご利用施設

事業の種類	生活介護 令和6年3月31日熊本市指定
事業所の名称 (事業所番号)	平成学園 (4310101599)
事業所の所在地	熊本市西区小島9丁目14番33号
連 絡 先	電話番号 096—329—5711 FAX 096—329—5676
管 理 者	益岡 祥子
サービス管理責任者	織畠 布志雄
通常の事業の実施地域	熊本市及びその周辺
営業日及び 営業時間	指 定 し た 日 を 除 き 原 則 月 曜 日 か ら 金 曜 日 8:30~17:15 (サービス提供時間:9:30~15:30)
定 員	40名
開設年月日	平成2年9月1日

3 事業の目的・運営方針

目 的	利用者個々の人権を尊重し、利用者や家族のニーズに応じた作業やグループ活動、社会体験活動等を組み立て、利用者の自己決定を尊重した適切な支援を行ない、地域での豊かな生活の実現を目指していく。
運営方針	① 利用者、家族および職員の信頼関係を深め、利用者が明るく楽しい学園生活を送ることができるよう活動内容の充実と環境づくりに努めます。 ② 利用者の個々の人権を尊重し、利用者や家族の立場に立った支援を行うとともに、利用者の自己決定を大切にしながら適切な支援を行い、地域での豊かな生活の実現を目指します。 ③ 開かれた学園を目指して、地域行事への参加、実習生やボランティアの受け入れを積極的に推進します。 ④ 定期的に職員研修を実施し、資質向上に努めます。

4 サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施 設

建物	構 造	鉄筋コンクリート造平屋建て 一部2階建て (耐火建築物)(耐震構造)
	敷地面積	24,066.61㎡
	延べ床面積	2,164.63㎡
	農園	600.00㎡

(2) 主な設備

設備の種類	部屋数	備 考
居室・作業室	7	カーム室含
木工作業所	1	木工機器等
陶芸作業所	1	陶芸窯等
多目的ホール	1	2階
相談室	1	
食堂	1	
厨房	1	
農園	1	トラクター等

当事業所では、熊本市の定める基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

5 サービスを提供する職員の配置状況

(1) 職員の員数

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1				
サービス管理責任者	1	1					
医師	1				1		
看護師	3	3					
生活支援員	24, 5	20	3	1			

当事業所では、熊本市の定める条例を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(2) 各職種の勤務体制

職 種	勤務体制
管理者	勤務時間帯（８：３０～１７：１５）
サービス管理責任者	勤務時間帯（８：３０～１７：１５）
医師	嘱託医
看護師	勤務時間帯（８：３０～１７：１５）
生活支援員	勤務時間帯（８：３０～１７：１５）

6 サービスの内容

(1) 介護給付費等対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
介 護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等の自立支援と日常生活の充実に資するよう援助を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化等により、５日以上連続して利用がなかった場合は、あらかじめ利用者の同意を得て、居宅を訪問してサービス利用に関する相談支援を行います。（訪問支援は月２回を限度とします。）
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。また、理学療法士による身体機能の低下予防や維持、日常生活能力の向上に努める定期的な支援を行います。

創作的活動の 機会の提供	創作的活動の機会を提供し、趣味の領域の拡大と楽しみのある生活が送れるように支援します。 (絵画、工作、陶芸等)
生産活動の機 会の提供	軽作業等の生産活動の機会を提供します。 農芸 ②陶芸 ③手芸 ④木工 ⑤絵画・工作 ⑥受注 上記生産活動に係る事業収入を得た場合、必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。

(2) 介護給付費等対象外サービス

＜サービスの概要＞

サービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」は利

サービスの種類	サービスの内容	金 額
食事サービス	希望により食事の提供をします。 食事時間 昼食 11:45～13:00 食事の提供にあたり予め利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行ない、同意を得ます。 食事は利用者の心身の状況、嗜好を考慮し特性によって適切な栄養量及び内容の食事提供を行う為、必要な栄養管理を行います。	1食680円 ただし、食事提供体制加算対象者については、食材料費のみの負担とし、1食当たり380円とする。
創作的活動等 に係る材料費	創作的活動等を行う上で必要となる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用をいただきます。	実 費
その他	サービス提供記録等の複写代など	実 費

用者に交付いたします。

7 利用料金

(1) 介護給付費等対象サービスの料金

介護給付費等対象サービスについては、厚生労働大臣が定める基準により算定した額がサービス料金となります。

このサービス料金のうちの一部（原則9割）は市町村から介護給付費等として支給されます。介護給付費等は当事業所が市町村から直接受け取りますので、利用者は、サービス料金から介護給付費等の額を差し引いた額（利用者負担額といいます。原則サービス料金の1割です。）を当事業所にお支払いいただきます。

す。

なお、利用者負担額は、原則サービス料金の１割ですが、「障害福祉サービス受給者証」に記載されている負担上限月額が１月の負担の上限額となりますので、記載されている金額以上ご負担いただく必要はありません。

（２）介護給付費等対象外サービスの料金

上記「６ サービスの内容（２）介護給付費等対象外サービス」に記載の料金を当事業所にお支払いいただきます。

（３）利用料金のお支払方法

前記（１）（２）の料金は１ヶ月ごとに計算し、ご請求します。毎月２８日が下記の金融機関からの口座振替となります。

ご利用できる金融機関：全国の金融機関

８ 利用者の記録及び情報の管理等

- （１）事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後５年間保管します。
- （２）利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上で必要となる他事業所及び医療機関等との連絡調整や、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意に基づき情報提供を致します。

９ 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに応急処置に全力を尽くし、医療機関への連絡や救急要請等を行います。ご家族、関係部署にも救急要請を

１０ 要望・苦情等及び虐待防止に関する相談窓口

（１）要望・苦情等

当事業所 受付窓口	受付担当者	藤井 義博
	苦情解決責任者	益岡 祥子
	ご利用時間	８：３０ ～ １７：１５
	電話番号	０９６－３２９－５７１１
	F A X	０９６－３２９－５６７６

当法人の第三者委員	藤井 泰彰（法人監事） 096-334-5322 大熊 暢子（法人監事・税理士） 096-362-3080 森 純子（小島校区第4町内自治会会長） 096-329-2622
県社会福祉協議会 （運営適正化委員会）	熊本市中央区南千反畑町3-7 電話番号 096-324-5471 F A X 096-355-5456

1.1 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 敬愛会 城山病院
所在地	熊本市西区上代9丁目2番20号
電話番号	096-329-7878
診療科	精神科 内科

1.2 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画により対応いたします。
平時の訓練	別途定める消防計画に則り、年6回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常通報装置 有 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。
消防計画	消防署への届出日： 令和7年 7月 8日 防火管理者： 益岡 祥子
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：(有) Y2 トラスト 加入保険内容：介護・社会福祉事業者保険

1.3 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	全館禁煙・禁酒です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。

宗教活動・政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する 宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
--------------------	---

指定生活介護の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所名：平成学園

説明者 職名：サービス管理責任者 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定生活介護の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住 所：
氏 名： 印

代理人

住 所：
氏 名： 印
続 柄：